

北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、県が県民運動として取り組んでいる北方領土返還運動について、県民全体の理解をより一層深めることにより、同運動の充実・促進を図るため、北方領土返還促進県民協議会（以下「県民協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 県民協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 知事は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認め、交付すべき補助金の額を決定したときは、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により県民協議会に通知するものとする。

（交付の変更申請）

第5条 県民協議会は、交付決定された補助事業の内容等を変更する場合には、あらかじめ北方領土返還促進福岡県民協議会補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、交付決定額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 県民協議会は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ北方領土返還促進福岡県民協議会補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第7条 県民協議会は、補助金の概算払を受けようとするときは、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の概算払をするものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は第6条の申請があった場合又は補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

(状況報告)

第9条 県民協議会は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求のあったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 県民協議会は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、北方領土返還促進福岡県民協議会実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助対象事業者に北方領土返還促進福岡県協議会補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第12条 県民協議会は、この補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成25年9月5日から施行し、平成25年度から平成29年度までの事業に適用する。

附 則

この要綱は平成30年12月27日から施行し、平成30年度から平成34年度までの事業に適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月18日から施行し、令和2年度から令和4年度までの事業に適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和9年度までの事業に適用する。

別表（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
県民協議会が実施する県民への北方領土返還促進に関する特別啓発事業 （広報事業）	広報事業に係る経費 （旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	定 額

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

北方領土返還促進福岡県民協議会
会長名

（記名押印または署名）

このことについて、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の名称及び所在地
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付を受けようとする補助金の額及び補助対象額
- 4 添付書類
 - （１） 事業計画書
 - （２） 歳入歳出予算書

住 所
北方領土返還促進福岡県民協議会
会 長 名

年 月 日付で申請のあった 年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金については、福岡県補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

福岡県知事

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付で申請のあった 年度事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費（補助対象経費）及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は、変更後の額）とのいずれか低い額とする。（ただし、算出された額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
- 4 補助事業者は、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）及び北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱に従わなければならない。

5 福岡県補助金等交付規則第6条の規定により知事が補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

軽微な変更とは、事業計画書における事業費の10%以内の増減であって、補助金交付決定額に影響を与えないものをいう。

(2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

(4) 補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）したときは、その完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

北方領土返還促進福岡県民協議会
会 長 名

（記名押印または署名）

年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金変更承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

北方領土返還促進福岡県民協議会
会 長 名

（記名押印または署名）

年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助事業
について、下記により事業を中止（廃止）したいので、北方領土返還促進福岡県
民協議会補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金概算払請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

北方領土返還促進福岡県民協議会
会 長 名

（記名押印または署名）

年 月 日 第 号で補助金交付決定通知があった標記事業について、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり 円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

補助対象経費	補助金交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - (B) - (C)	事業完了 予定 年月日	備考

様式第 6 号（第 10 条関係）

年度北方領土返還促進福岡県民協議会実績報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

北方領土返還促進福岡県民協議会
会長名

（記名押印または署名）

年 月 日 第 号で補助金交付決定通知のあった標記
補助事業について、北方領土返還促進福岡県民協議会補助金交付要綱第 10
条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助事業報告書
- 2 その他関係書類

様式第 7 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

北方領土返還促進県民協議会
会長 殿

福 岡 県 知 事

年度北方領土返還促進福岡県民協議会補助金確定通知書

年 月 日 第 号で補助金交付決定した北方領土返還促進福岡県民協議会補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和 3 3 年福岡県規則第 5 号）第 1 4 条により、補助金額を 円と確定したので通知します。